

野田市告示第 1 7 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 3 第 1 項 1 号の規定により、指定公金事務取扱者の指定を取消したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 1 0 日

野田市長 鈴 木 有

1 指定公金事務取扱者の名称、住所

名 称	住 所
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険料（普通徴収）、介護
保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）

上記の税ならびに保険料に係る督促手数料及び延滞金

3 指定の取消し事由

地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める者に該
当しなくなったため。

4 指定の取消し日

令和 8 年 7 月 1 日